第3章

笠間市が目指す将来の環境像は?

3-1	笠間市の環境保全・創造の基本理念	20
3-2	目指す将来の環境像	21
3-3	環境目標	22

第3章では、本計画の推進により目指す環境イメージとして、将来の望ましい環境像を定めるとともに、環境像の実現に向けた環境目標を定めています。

第3章 笠間市が目指す将来の環境像は?

3-1 笠間市の環境保全・創造の基本理念

笠間市環境基本条例では、本市の環境の保全及び創造に関する基本理念を以下の通り定めています。本計画では、この基本理念を実現し、地域の豊かな自然を後世に継承するとともに、 快適で住みよい環境づくりを推進します。

笠間市環境基本条例の基本理念

条例第121号 平成18年3月19日

- 第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が環境から健全で豊かな恵みを受け、 健康で文化的な生活を営むことができるよう適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生することができる恵み豊かな環境を確保するために、樹林、農地、水辺等の自然環境を有効に活用しつつ保全し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会が築かれるよう適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、市民、事業者及び滞在者が公平な役割分担と責務の自覚の下に、協働して自発的、積極的に行われなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、豊かな自然、歴史的文化等を保全するとともに、新たな地域環境を創造しつつ、これらを将来の市民に継承していかなければならない。
- 5 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、地域の環境とも密接に関係することから、市、市民及び事業者が自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。



3-2 目指す将来の環境像

市民、事業者、滞在者そして市が一体となり、環境の保全や創造に取り組むために、目指すべき将来の環境のイメージを描き、それらを共有していくことが重要です。

そこで、本計画で本市が目指す将来の望ましい環境像を以下のように定めました。

豊かな自然との共生 水と緑の里 かさま

■豊かな自然との共生

環境基本条例の基本理念を受け、人間も生態系の一部として一人ひとりが恵まれた自然の営みから様々な恩恵を受けていることを認識し、暮らしや産業活動と自然が健全に共生する社会を表しています。

■水と緑の里

私たちのふるさと笠間の環境を代表するイメージです。

市域の中央部を貫流する涸沼川をはじめとした中小河川、点在するため池や湖沼、樹林や農地、 谷津田などがそれぞれに結びついて水と緑のネットワークを形成し、健全な生態系が構成されている姿を表しています。



▲山(愛宕山)



▲田園(上加賀田地区)



▲河川(涸沼川)

3-3 環境目標

目指す将来の環境像を実現するため、環境分野ごとに環境目標とそれを達成するための取組方針を定めました。

第4章では、それぞれの環境目標の達成に向け、取組方針に基づく主要施策や具体的な行動内容等を展開します。

